

田原市生ごみ処理容器等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策として家庭における自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の設置者(以下「設置者」という。)に対し、予算の範囲内に置いて補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみの減量・減容・堆肥化を目的とする非電気式の容器型のもので、耐久性・耐水性を擁し、衛生を保持する構造・機能を有するものをいう。
- (2) 電気生ごみ処理機 電気式で熱風若しくは木くず等により生ごみを減量・減容・堆肥化させる処理機、及び電気式と同等程度の機能を有するバイオ式処理機をいう。
- (3) 生ごみ処理容器等 生ごみ処理容器と電気生ごみ処理機を総称したものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の経費は、生ごみ処理容器等(本体)の購入費とする。

- 2 市内に住所を有する世帯ごとに補助の対象となる数は、生ごみ処理容器にあつては2基、電気生ごみ処理機等にあつては1台までとする。
- 3 この補助金を受け設置した生ごみ処理容器等を買替えようとするときは、生ごみ処理容器にあつては5年以上、電気生ごみ処理機等にあつては7年以上の経過により使用不能と認められる場合に限り、補助の対象とする。

(補助金の限度額)

第4条 補助金の限度額は、生ごみ処理容器等の購入金額の2分の1以内とし、生ごみ処理容器にあつては1基につき3,000円、電気生ごみ処理機にあつては1台につき10,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 設置者は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添えて事業が完成してから20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金請求書(様式第2号)

(2) 商品の領収書(レシートではなく氏名及び商品の型番が確認できるもの)

(3) その他市長が必要と認める書面

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金請求書に基づいて補助金を補助事業者に交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告を求め、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以降に購入された生ごみ処理容器等から適用する。